

鹿島警察署協議会開催結果の概要

令和6年7月29日

会 議	令和6年度 第1回 鹿島警察署協議会
開催日時	令和6年6月25日（火）15：00 ～ 17：00
開催場所	鹿島警察署会議室
出席者	○ 協議会：伊東会長、大財副会長、末永委員、中島委員、江藤委員、中村委員、藤川委員（7人） ○ 警察署：田中署長、江里口副署長、幸尾警務課長、太田生活安全課長、山口刑事課長、湊上交通課長、水田地域第一課長、川崎地域第二課長代理、竹野警備課長、木下会計課長、警務係長（11人） 計18人
議 事 概 要	
1 開会 2 会長挨拶 第1回鹿島警察署協議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多忙の中御出席いただきまして誠にありがとうございます。 警察署協議会は、警察署長からの諮問に応じるとともに、署長に対しての意見を述べることを任務としておりますので皆様よろしくお願いします。 本日の協議会では署長から「ニセ電話詐欺被害防止のための取組方策」に関する諮問を受けております。 最近、ニセ電話詐欺の被害が連日のようにテレビや新聞などで報道されており、重要な案件だと思っておりますのでよろしくお願いします。 それ以外でも最近では、子供や女性が被害者となる犯罪や男女間のトラブルなども発生しています。 地域の安全と安心は、地域と警察が連携を取ってこそ確保されると思っておりますので、皆さん今日は忌憚のない御意見をよろしくお願ひしたいと思っております。 今年度は新たに5人の委員が協議会委員に加われました。 警察の方を前に話をする雰囲気慣れないところもあると思いますが、些細なことでもよろしいので、気になることであつたり、分からないところを素直に聞いていただければと思っております。 皆様協力してこの協議会が有意義な会議になりますように頑張つてまいりましょう。 今日一日よろしくお願いします。 3 署長挨拶 本日、令和6年度第1回鹿島警察署協議会を開催するに当たり、一言御あいさつを申し上げます。 警察署協議会委員の皆様には、公私ともに大変お忙しい中、御出席をいただき、また、平素から警察署の運営に関しまして貴重な御意見・御指導をいただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。 警察署協議会制度につきましては、平成13年6月1日から各警察署に設置されているものであり、警察署の管轄区域内における警察行政の処理に関しまして、警察署長の諮問に応じて意見を述べていただくなどにより、警察署の業務運営に地域住民の意見を反映させることを目的として設けられたものであります。	

当署では、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を目指し、「積極果敢な行動力」を署訓に掲げ、業務を推進しているところですが、ニセ電話詐欺は過去10年間で、被害件数、被害額とも最高を記録するなど治安情勢は厳しい状況にあります。

「安全・安心を実感できる地域」を実現するために、^{きん}多種多様な分野で御活躍されておられる皆様には、当署の運営に対する忌憚のない御意見や御要望をいただくことを切にお願いいたします。

最後になりましたが、鹿島警察署協議会のこれからのますますの発展と委員の皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして私の挨拶といたします。

本日はよろしく申し上げます。

4 自己紹介

5 業務報告

- (1) 警務課長
警察相談関係、犯罪被害者支援関係、留置管理業務関係、
教養等の実施状況
- (2) 生活安全課長
犯罪抑止対策の推進状況、少年非行等の状況、
ストーカー・DV・児童虐待事案への対応状況、防犯広報推進状況
- (3) 刑事課長
刑法犯認知件数、刑法犯検挙件数、主な事件の検挙、
その他（検視業務、建物火災見分の各件数）
- (4) 交通課長
交通事故発生状況、春の交通安全県民運動実施結果（4/6～4/15）、
交通事故抑止対策
- (5) 地域第一課長
初動警察活動等の更なる強化に向けた取組、交番等の安全対策について、
山岳事故発生時の捜索救助及び各機関との連携に向けた取組、
街頭活動を行う警察職員のサングラス着用について
- (6) 警備課長
治安警備実施訓練、災害用資機材の取扱訓練の実施、
防災会議・防災パトロールへの参加、
県内西部地区三警察署合同の災害警備訓練の実施
- (7) 会計課長
遺失物・拾得物の取扱状況（令和6年の届出状況含む）、
特異な物件の取扱事例

6 質問、要望等

委員：社会福祉協議会で、地域の方からごみ燃やしの注意申入れや家族内トラブルなどの相談を受けた際に、警察に相談に行ってくれと教示することが多い。

警察：警察を相談先として教示することは構わないか。

警察：相談先として警察を教示してもらってよい。
特に当事者間では更なるトラブルになるが予想される場合は警察へ話をするよう教示してほしい。

委員：社会福祉協議会で相談対応をしている中で、ある家族が同居の高齢者に免許返納を勧めたが納得してもらえないとの相談を受けたが、相談先として警察署を教示してよいか。

警察：相談先として警察を教示してもらってよい。
家族ごと、あるいは家族だけでもまず相談に来てもらえれば対応ができる。

委員：太良町内の踏切付近の信号機について、赤灯は遠くから見え青灯は近くに行かないと見えない仕様であり、急いで信号近くまで行こうと踏切を止まらず進行する車が多くある。

警察：灯火を全て近くに来ないと見えない仕様にできないか。

警察：信号と踏切の状況確認のためまず現場を確認に行く。
赤色の灯火は遠くからも視認できないといけないので、仕様の変更はできない。

委員：隠れて行う交通違反取締りよりも、運転者から見える所で行う交

通違反取締りが交通事故の抑止効果が高いと思う。
 隠れて行う交通違反取締りは減らして、見える所に立っての交通違反取締りを多く行ってほしい。

警察：運転者から見える位置での違反取締りと見えない所での違反取締りはどちらも必要であり、両方行うことが大切である。
 警察がいない所ではルールを守らないという運転者も多数いるので、違反取締りが行われているかもしれないという心理的な抑止効果のためにも見えない所で行う交通違反取締りは必要である。

委員：昨年の当署協議会で意見が出た交通事故マップ作成と交通事故抑止のための防犯カメラ設置促進について、推進結果が昨年度の会議結果に反映されていなかったため、どのように取り組まれたかを聞きたい。

警察：交通事故マップは警察本部で作成され、県警ホームページに掲示されている。
 過去5年、佐賀県内での18歳以下の者の交通事故発生状況について作成され、本年4月には各学校への周知がされており、さらなる周知のため広報活動を現在行っている。

警察：防犯カメラ設置は、犯罪抑止目的の設置促進が、学校周辺など防犯効果が高い箇所において確実に進んでいる。
 交差点などに設置し無差別に撮影する仕様の防犯カメラは、プライバシーを侵害するなどの反対意見もあり、このような交通関係に特化しての設置は余り促進されていない。

委員：横断歩道や路側帯のカラー舗装についてどのような基準で行われているのか。

警察：道路管理者によるプロジェクトで判断され行われている。

7 諮問「ニセ電話詐欺被害防止のための取組方策について」

生活安全課長が諮問書を読み上げ、さらにニセ電話詐欺の手口、警察で行っている水際対策などについて説明を行った。

その上で

- ・ 被害防止のための広報啓発活動
- ・ 水際での防止対策

に分けてそれぞれについて各委員に意見を求めた。

委員：地域近所の範囲で防犯に携わる人を指定して、不安なことがあったらその人にまず聞いてみるということができないか。

自治会よりも狭い地域での相談員を指定しておくという試みができるか。

委員：鹿島署と佐賀県の暮らしの安全安心課との連携はなされているか、もっと連携を取ってみてはどうか。

警察：鹿島署が直接連携を取っていることはほぼないが、本部を通じてしっかり連携をしている。

委員：市町村に消費生活相談窓口は必ずある、県や市にも相談窓口があるという広報をもっと行っていいと思う。

被害が甚大であること、検挙が少ないなどの情報発信もされていると思うが、回覧板等を活用し末端まで伝わる広報を行ってもいいのではないか。

委員：家族や近所での関係が良好であれば相談する人がいるが、高齢者にはそのようなことができない人もいる。

地域周辺単位での寄り合い、顔合わせで相談をできるような所があっていいと思う。

委員：被害の届出をしてもお金は戻ってこない、犯人が捕まってもお金は戻ってこないとの広報が効果的ではないかと思う。

委員：デジタルのギフト券やペイ払いの使用時の手続に、二重の認証をかけることはできないか。

すぐには使用できなくすることで、考える時間を作ることができる。

委員：結婚詐欺などでだまされていると身内や警察などから説明しても聞いてくれないというケースがある。

信じ込んだらだまされてしまうので、効果的に相手との情報を遮断する手段はないのかを考えていきたい。

委員：銀行やコンビニエンスストアでの声掛けにより詐欺被害を防止できることが多くある。
行員や店員に、窓口で被害に気付くことができる、また上手な声掛けを行えるような教育や訓練を行い、人材育成を行っていく。

委員：防災無線でいろいろな事案発生が放送されるが、自分に関係するような内容しか気にかけていない傾向にある。
もっと人の気を引くような放送手段をとれないか。

委員：防災無線では被害発生のみではなくその後の結果の内容も放送してほしい。

委員：個人情報流出した場合、警察はそれについてどのように対応されているか、捜査をしてどのようになったのかを知りたい。

警察：利益を得るために情報を流すことは犯罪になるが、故意ではない情報流出は犯罪とは捉えられない。
流出した情報内容を全国で集約し、情報流出の対象となった家などを訪れ詐欺に遭わないようになどの注意喚起を行うことなどを行っている。

8 その他
次回開催は、令和6年10月下旬から11月中旬に予定

9 閉会